

みなかみ町地域ブランド認証制度実施要綱

1. (目的)

利根川源流の町「みなかみ町」は、谷川岳の雄大な自然や町内各地に湧き出る豊富な温泉等、豊かな「水」と肥沃な「大地」、そして「きれいな空気」に恵まれ、歴史・文化に育まれた産品が数多く生み出されている。

そこで、みなかみ町の優れた産品を掘り起こし、みなかみ町に住む町民一人一人が自信と誇りを持てるみなかみ町ブランドを確立し、広く全国に発信、販路拡大を目指すことによって、みなかみ町のイメージアップと併せて地域産業の振興を図るものである。

2. (認証制度の概要)

認証制度を実施するにあたり、みなかみ町地域ブランド認証委員会（以下「委員会」という。）を設置し町の選りすぐりの産品を選定・認証し、認証された産品には認証書を交付する。

3. (認証の対象)

原則としてみなかみ町内で生産され、みなかみ町の特徴を反映した産品とする。

4. (申請資格)

以下の事項を充たしている事業者とする。

- ① 本店又は事業所がみなかみ町内に存在すること。
- ② 消費者からのクレーム・要望などに対し処理・責任体制がはっきりしていること。

5. (認証の申請)

認証を受けようとする事業者は「みなかみ町ブランド認証申請書」（様式第1号）（以下「申請書」という）を、委員会に申請しなければならない。

6. (審査)

みなかみ町ブランドの審査は、みなかみ町ブランド認証委員会設置要綱で定める「みなかみ町地域ブランド審査会」(以下「審査会」という)が、以下の認証基準に基づき審査する。

認証基準：

- ① 原則としてみなかみ町内で生産等された商品であること。
- ② みなかみ町で長年培われてきた伝統的技法や卓越した技術によって生産されたものであること。
- ③ みなかみ町の自然、歴史、文化のイメージを反映した商品であること。
- ④ 意匠、名称がみなかみ町にちなむ要素を有していること。
- ⑤ 食品衛生法、計量法、不当景品類及び不当表示防止法、観光土産品の表示に関する公正競争規約等の関係法令を遵守していること。
- ⑥ 認証基準の細目については別に定める。

7. (認証書の交付)

審査会における審査の結果を受けた委員会が、みなかみ町ブランド産品としてふさわしいと認めた場合は、申請者に対し「みなかみ町地域ブランド認証書」(様式2号)を交付する。

なお、審査会における審査の結果、みなかみ町ブランド産品として不相当と認められた場合は、申請者に対し文書で通知する。

8. (有効期間)

認証の有効期間は、認証の日より3年とする。ただし、認証を更新する場合は、期間満了の2ヶ月前までに「みなかみ町ブランド認証更新申請書」(様式第3号)を委員会に提出しなければならない。

9. (認証内容の変更)

認証を受けた者が、商品の名称や意匠等を変更する場合は「みなかみ町ブランド認証変更承認申請書」(様式第4号)を委員会に提出し承認を受けなければならない。

10. (認証の取り消し)

委員会は、認証事業者が次のいずれかに該当すると認められるときは、当該商品に対する認証を取り消すことができる。

- ① 認証基準の要件を欠くことが判明した場合
- ② 認証の信用を失う行為があった場合
- ③ 関係法令に違反した場合
- ④ 承認を受けないで、名称、意匠等を変更したとき
- ⑤ その他、委員会が不当と認めたとき

附則

この要綱は、平成25年9月19日から施行する。